

14 大気汚染防止法、条例の規定を遵守しなかった場合

市では、解体等作業を伴う工事の発注者及び元請業者、自主施工者、下請負人が実施する石綿飛散防止の取組が円滑に進むよう、大気汚染防止法及び条例の各種届出の情報を基に、作業基準の遵守状況などを書面及び現地調査により監視、指導していきます。

また、大気汚染防止法及び条例の規定が遵守されない場合は以下の対応を実施していきます。

14. 1 大気汚染防止法における対応

(1) 計画変更命令（法第18条の18）

市長が届出内容の作業の方法が法第18条の14に規定する作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、計画の変更を命ずることがあります。

(2) 作業基準適合命令（法第18条の21）

市長は、元請業者、自主施工者、下請負人が特定粉じん排出等作業について法第18条の14に規定する作業基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて作業基準に従うべきことを命じ、または作業の一時停止を命ずることがあります。

(3) 報告及び検査（法第26条第1項）

作業基準の遵守状況等について把握するため、工事の発注者、元請業者、自主施工者、下請負人に対し解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、解体等工事の施工に着手する前の建築物等、解体等工事の現場、営業所、事務所その他の事業場へ立入検査を実施することがあります。

(4) 罰則

ア 6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金（法第33条の2）

- ・法第18条の18の計画変更命令に違反した発注者又は自主施工者
- ・法第18条の21の作業基準適合命令に違反した元請業者、下請負人及び自主施工者

イ 3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金（法第34条）

- ・特定粉じん排出等作業実施の届出（法第18条の17第1項の規定による届出）を14日前にせず、又は虚偽の届出を行った発注者及び自主施工者
- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材等を除去する場合に、法第18条の19の規定による除去の方法を行わなかった元請業者、下請負人及び自主施工者

ウ 30万円以下の罰金（法第35条）

- ・求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人

エ 10万円以下の過料（法第37条）

- ・災害等で緊急に特定粉じん排出等作業を行う必要がある場合に、すみやかに特定粉じん排出等作業実施の届出をしなかった発注者又は自主施工者

14. 2 条例における対応

(1) 勧告（条例第 67 条の 9）

- 次に掲げることを実施しなかったとき
 - ・ 大気中の石綿の濃度の測定（条例第 67 条の 6 第 2 項）
- 次に掲げる届出書の提出をしなかった、又は虚偽の届出をした者
 - ・ 石綿排出等作業実施届出書（条例第 67 条の 5 第 1 項）、石綿濃度測定計画書（条例第 67 条の 6 第 1 項）
- 次に掲げる報告をしなかった、又は虚偽の報告をした者
 - ・ 石綿濃度測定結果報告書（条例第 67 条の 6 第 2 項）、作業完了報告書（条例第 67 条の 7）
- 石綿排出等作業の実施計画、又は石綿濃度の測定計画の変更勧告

(2) 公表（条例第 67 条の 10）

勧告に従わなかった場合、市長は次の事項を公表することがあります。

- 氏名又は名称及び住所、（法人の場合）代表者氏名
- 勧告の内容など